

新型コロナウイルス感染症

～ 緊急事態宣言の発令期間延長について ～

1月8日（金）～2月7日（日）を期間として再発令されていた緊急事態宣言について、東京都を含む10都道府県を対象に3月7日（日）までの期間延長が決定されました。

新規感染者数は減少傾向にあるものの、感染水準がまだ高く、医療提供体制のひっ迫状況が依然として続いています。そのため、この新規感染者数の減少傾向を維持し、更にゼロに近づける必要があります。

そこで、三宅村においても改めて、住民の皆さまに以下の点についてお願いいたします。住民の皆さまには大変なご不便をおかけする状況が長らく続いておりますが、ご理解ご協力をいただきますよう、宜しくお願いいたします。

今後とも、住民の皆さま、お一人お一人の「心をつなげた取り組み」で私たちの三宅島を守っていきましょう！

1 外出自粛のお願い

【住民の皆さまへ】

不要不急の外出は自粛してください。特に20時以降の外出の自粛の徹底をお願いします。
また、不要不急の上京の自粛をお願いします。

【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

2 公共施設の利用時間短縮について

【利用時間】全ての村公共施設（学校施設も含む）について、20時までとします。

※火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期 間】令和3年1月8日(金)～令和3年3月7日(日)

【利用にあたっての注意事項】

感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3 事業者等の皆さまへの営業時間短縮のお願い

【飲食店の営業時間の短縮】

飲食店の皆さまには、5時から20時までの営業時間短縮をお願いします。酒類の提供は11時から19時までとしてください。

【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

▶事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

*村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。

*村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。